

地区計画の区域内における行為の届出について

① 届出行為について

1. 届出を要する行為

地区計画の区域内において下記の行為を行おうとする者は、「都市計画法 第五十八条の2 第1項」の定めにより、**その行為の着手の30日前までに**、市長に地区計画の区域内における行為による届出(以下「届出」という)をすることが義務づけられております。

- (1) 土地の区画形質の変更(切土や盛土、道路や宅地の造成等)
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更

② 届出に必要な書類等 (正・副) 1部ずつ提出

1. 届出書 (注1、注2、注3)

2. 添付図面 (A4又はA3)

(1) 土地の区画形質の変更

- ア. 案内図・・・行為の場所を表示する図面 (**区画整理中の地区は仮換地明細図も添付**)
- イ. 地積測量図・・・それぞれの境界がわかる図面
- ウ. 公図(写し)・・・行為の場所を表示する図面 (**区画整理中の地区は必要ありません**)

(2) 建築物の建築又は工作物の建設

- ア. 案内図・・・行為の場所を表示する図面 (**区画整理中の地区は仮換地明細図も添付**)
- イ. 配置図・・・建築物又は工作物の位置を表示する図面 (注4、注5、注6、注7)
- ウ. 立面図・・・二面以上の立面で、建築物の色彩を表示したもの
- エ. 平面図・・・建築物にあつては各階平面図(求積図を含む)

(3) 建築物等の用途の変更

- ア. 案内図・・・行為の場所を表示する図面 (**区画整理中の地区は仮換地明細図も添付**)
- イ. 配置図・・・建築物又は工作物の位置を表示する図面 (注4、注5、注6、注7)
- ウ. 立面図・・・二面以上の立面で、建築物の色彩を表示したもの
- エ. 平面図・・・建築物にあつては各階平面図

(4) 建築物等の形態又は意匠の変更

- ア. 案内図・・・行為の場所を表示する図面 (**区画整理中の地区は仮換地明細図も添付**)
- イ. 配置図・・・建築物又は工作物の位置を表示する図面 (注4、注5、注6、注7)
- ウ. 立面図・・・二面以上の立面で、建築物の色彩を表示したもの

注1 届出書の提出を本人以外の者が行う場合は、**委任状の添付**をお願いします。

注2 **最低敷地面積を定めている地区**内において建築行為を行おうとする者は、以下の資料を添付してください。

- ・区画整理中の地区において建築行為を行う場合

仮換地証明願等、敷地面積が確認できる資料

- ・区画整理中以外の地区において最低敷地面積未滿での敷地で建築行為を行う場合

登記簿謄本等、都決時以前に最低敷地面積を下回っていたことを確認できる資料

注3 **戸塚団地地区、新井町地区**は、別紙(補足資料)及び緑地の算定求積図の提出が必要となります。

注4 **六間通り線沿道地区**は、事前協議により別紙(誓約書)の提出が必要になる場合があります。

注5 **壁面の位置の制限がある地区**については、配置図に建築物からの**有効寸法**を記入してください。

注6 **垣又は柵等を設置する場合は**、図面に設置する場所・高さ・意匠を記入してください。

なお、安行出羽地区については、前面道路面からの高さを記入してください。

注7 **屋外広告物を設置する場合は**、配置図に設置する場所を記入し、**姿図を添付**してください。

注8 **大宮川口線沿道地区**は、**緑地や沿道緑地の位置を配置図に記入**してください。

③ その他

長期優良住宅については、「川口市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則」における第4条第1項により、申請建築物が当該地区計画に適合していることが条件となっています。

記 載 例

地区計画の区域内における行為の届出書

(戸塚安行駅周辺 地区)

地区計画名称をご記入ください

川口市長 殿

届出年月日 令和元年 8 月 4 日

届出者 住所 川口市青木 2-1-1

氏名 川 口 太 郎

押印不要です

該当する行為に印をつけてください

都市計画法 第五十八条の 2 第 1 項の規定に基づき

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更

行為の場所となる地名・地番（底地）を記入してください。

区画整理中の地区内については、事業区域名・街区番号・画地番号も記入してください

1. 行為の場所 川口市大字戸塚〇〇〇〇番（戸塚南部 〇〇街区 〇〇画地）
2. 行為の着手予定日 令和元年 9 月 31 日
3. 行為の完了予定日 令和 2 年 3 月 31 日
4. 設計又は施行方法（鉄筋コンクリート・鉄骨・木造・その他）（2 階 建て）

必ず届出年月日の 30 日以降にしてください

確認申請と同じ値を記入して下さい

(1) 土地の区画形質の変更

区域の面積

(2) 建築物の建築又は工作物の建設		(イ) 行為の種別 (建築物の建築 ・ 工作物の建設) (新築 ・改築・増築・移転)		
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合 計
	(I)敷地面積	150.00 m ²	m ²	150.00 m ²
	(II)建築又は建設面積	60.00 m ²	m ²	60.00 m ²
	(III)延べ床面積	100.00 m ²	m ²	100.00 m ²
	容積率	66.66%	%	66.66%
	(IV)建築物等の高さ 地盤面から 6.90 m	(V)主用途 店舗併用住宅 1階用途 店舗（飲食店）	(VI)建築物等の形態又は意匠 屋根：黒系 外壁：白系	
		(VII)かき又はさくの構造 CB(G L+600)+フェンス(H=600) 【別紙〇〇図のとおり】		

増築等の場合は必ず記入してください

地区整備計画で 1 階用途の制限が定められた地区の場合のみ、記入してください

屋外広告物を設置する時はこの欄に記入してください

建築物の色を記入してください

(3) 建築物等の用途の変更 (イ) 変更部分の延べ面積

(ロ) 変更前の用途

・複数の部材で構成されている場合は、部材ごとに高さを記入してください。
 ・垣又は柵の構造の制限が定められている地区で設置しない又は未定の場合は、「設置の際は、地区整備計画を遵守します。」と記入して下さい。

(4) 建築物の形態又は意匠の変更

備 考

1. 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の代表者（役員）の氏名を記入してください。
2. 同一の土地の区域について 2 以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることとする。

※連絡先 住 所 川口市中青木 1-5-1

氏 名 都市計画建築設計 担当 地域太郎 電話 048-258-1221